

## 申請理由別・提出書類一覧

【申請理由にあわせて、下記の書類を提出してください。】

申請理由 (家計急変事由)	提出書類		免除になる場合のめやす
	所得割確認書類 要○・不用×	その他の証明書類	
保護者が児童扶養手当を受給	×	児童扶養手当受給証書(写)・支給通知(写)、改定通知(写) など申請月の受給額がわかるもの	全額受給は免除 一部支給停止の場合、受給額による
児童養護施設に入所している 里親に委託されている	×	施設所長の発行する入所証明書 又は児童相談所長の発行する児童委託証明書	免除
生活保護法の規定による 生活扶助を受けている世帯	×	福祉事務所長・市町が発行する生活扶助受給証明書(写)など 生活扶助の受給額がわかるもの	高等学校等就学費(生業扶助)受給者は 諸会費のみ免除
保護者の市町村民税(所得割)が 非課税	○	なし	昨年の収入に対する今年度の市町村民 税所得割額が非課税であれば免除 (*両親ともに非課税であること)
農業特別災害による被害	○	市町村長の発行する被害額又は被害割合、事由発生日を証明 するもの	昨年の収入額による
自宅または店舗等の全半壊・全半 焼・流失・床上浸水	○	市町村長又は消防署長の発行する被災(り災)証明書など 災害の事由とその発生日を証明するもの	
保護者の死亡	○	医療機関の発行する死亡診断書(写)・市町村長の発行する 住民票など死亡日がわかるもの	保護者及びその配偶者の所得状況の 変化後の所得により、想定される市 町村民税所得割額を算出し、非課税 基準に該当する場合
収入に影響を及ぼす 保護者の3ヶ月以上の傷病	○	・病院等の領収書(写)・診断書など3ヶ月以上療養してい ること又は療養予定であることがわかるもの ・給与明細(写)など療養中の収入額がわかるもの	
保護者の失職・退職	○	・雇用保険証(写)など失職日・失職中であることがわかる もの ・退職所得があるときは、源泉徴収票・支給明細など退職所 得の金額がわかるもの	
保護者の転職	○	・採用通知(写)など転職した日がわかるもの ・直近の給与明細・帳簿(写)・勤務先の証明など転職後の 1ヶ月の収入額がわかるもの ・前職の退職所得があるときは、源泉徴収票・支給明細など 退職所得の金額がわかるもの	
保護者の就業条件が変化	○	・労働契約変更通知(写)など就業条件が変化したこと及び その事由発生日がわかるもの ・就業条件の変化後の所得証明書、直近の給与明細(写)、 直近の帳簿(写)など就業条件の変化後の1ヶ月の収入額 がわかるもの (自営業の場合は、前年同月の収入額が分かる書類も必要)	
保護者の離別・保護者が替わった	○	離婚届受理証明(写)・戸籍謄本(写)・戸籍抄本(写)など その事実および事実発生日がわかるもの (他の提出書類で確認できる場合は不要です)	

## 【留意事項】

- 審査に必要な市町村民税所得割を確認できる書類は、6月に市町村から発行される「納税通知書」、または職場から発行される「特別徴収税額の決定・変更通知書」です。保護者及びその配偶者の通知書を御提出ください。  
源泉徴収票や確定申告の写しでは市町村民税所得割額は確認できませんので、御注意ください。
- 保護者のいずれか又はその両方が欠けており、上記の提出書類からその事実が判断できないときは、以下の書類を提出してください。  
なお、その事由が年度途中に発生し、以下の添付書類からその事実が判断できないときは、事由発生日を証明する書類を併せて提出してください。

## 住民票等(世帯全員)、世帯構成を証明する書類

- 上記の書類がそろわない場合、提出が遅れる場合は事務室へ御連絡ください。

問い合わせ 埼玉県立坂戸高等学校 事務室  
電話 049-281-3535